

なぜ自主防災組織が必要なのか？

90%

平成7年1月17日、午前5時46分「阪神淡路大震災」・・・死者約6,400人

地震発生直後、
各消防署に通報や
駆け込みが殺到

- ・ 要員や資機材が追いつかず、倒壊した建物で道路が寸断されて現場に急行できず
- ・ さらに、火災の現場では断水のため、消火のための水を確保できなかった。
- ・ 黄金の72時間

こうした中、大きな力を発揮したのは、近隣の人たち！

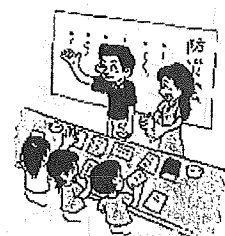
生き埋めや建物等に閉じ込められた被災者のうち、消防などの専門の救助隊から助けられたのは、全体の僅か1.7%
この時、救助された人の90%は、自力または家族、近隣の人々によって救助されました。

阪神・淡路大震災のような災害が発生した場合、普段のように消防車や救急車が駆けつけることは困難です。

みんなでみんなの自主防災組織をつくろう

■自主防災組織って？

大地震などの災害が発生した場合、消防署など防災関係機関は、全力をあげて防災活動をしようとしますが、電話の不通、道路の不通、火災の同時多発、水道管の破損などの悪条件が重なり、動こうにも動けない事態となることは間違いありません。



こんなときどうしたらよいのでしょうか。自分の身は自分で守る、つまりそれが自主防災なのです。ただし、各自が、バラバラに動いても、一人ひとりの力には限度があり、かえって危険な場合もあります。みんなが地域ぐるみで助け合い協力し合って、統制のとれた行動をとることにより、はじめて一人ひとりの力が生きてくるのです。ここに、地域ぐるみの自主防災組織づくりの重要性、必要性があります。

■組織をつくるきっかけは？

すでに自主防災組織をつくっている地域では、どんなきっかけではじめたのでしょうか。いくつか紹介します。

(1) 北条地区はもともと早時期から自主防災組織をつくることを行政が取り組んでいた。

(2) 熱心なリーダーがいてできた。

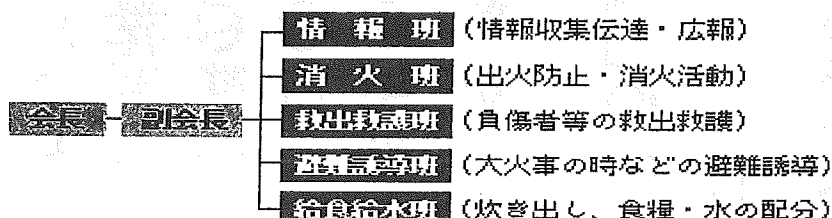
(3) 防災研修や行政からの説明会をきっかけにつくった。

これらの例から、組織化のきっかけは、どこにでもあると思います。きっかけを上手にとらえて、みんなの話し合いが始まり、防災意識が高まり、自主防災組織の必要性を感じたところが成功しています。

■だれがなにを受け持つか？

自主防災組織が災害時に効果的に活動するためには、どんな活動をし、だれが何を受け持つかを決めておき、更にお互いの関係を体系づけておくことが重要です。

一般的な編成は、次のような形となるでしょう。



このほか、地域の実情に応じて、水害に対しての水防班、がけ地等に対しての巡視班などを設けるのも良いでしょう。

■大災害が起こったときの自主防災組織の活動

(1) 初期消火

地震による火災は、阪神淡路大震災のように市街地では、地震そのものによる被害を何十倍にも大きくします。火災が起こらなければ火に追われて避難する必要もありません。地震のとき、火を出さない、火が出たらすぐ消すことが何より重要になります。

(2) 救出救護

大地震が起こると、建物が壊れたり、落下物等により、多数の負傷者が出ます。しかし、救助工作車や救急車は、道路が通れなくなったり、渋滞で、動きがとれません。病院なども負傷者が殺到して処理しきれません。

このようなとき、自主防災組織の救助救護活動が非常に重要になります。

(3) 情報連絡

災害が発生するおそれがある場合や発生した場合に、的確な対策をとるため、また、混乱防止のため、正しい情報の伝達や収集が不可欠です。

特に大地震が起こったときは、人間の精神が不安定ですから、デマが飛びやすく、パニックが発生しかねません。いち早く地域の被害状況や異常な情報を収集し自主防災組織の本部へ連絡します。本部はその情報を活用し、各班へ活動を指示します。

(4) 避難誘導

避難の指示や勧告は、市町村長や警察官から出されますが、伝達困難な場合など、自主防災組織の自主的な判断で避難することも必要になります。

避難するとき、避難誘導班は、地域全員の安全を図るため、避難場所、避難道路の状況を調べ安全な経路を選定し、子供、病人、お年寄り、体の不自由な人など自力避難が困難な人の搬送を行います。

(5) 給食給水

地震で一番困るのは、水です。普段からポリタンクなどに水を備蓄するなど飲料用の水も備蓄しましょう。

流通機能の麻痺で食糧の不足も考えられます。3日程度の食糧を備蓄しておきましょう。。

■平常時の自主防災組織の活動

(1) 普段から防災のポイントを確認しましょう。

初期消火のため

防火水槽、消火栓の位置の確認、消防ポンプ、街頭消火器の位置の確認救出

救護のためジャッキ等はどこにあるか。負傷者を運ぶ医療機関はどこにあるか。医薬品の確保はどうすればよいか。

避難誘導のため最寄りの避難地はどこか。避難路としてどこが安全か。

(2) 防災資機材の整備

手入れが簡単で、誰でも使いこなせるものを用意しましょう。

(3) 防災訓練

何度も何度も訓練をすることにより、初期消火、応急手当の方法について習熟しておきましょう。特に大地震のときは、普段頭で考えていることは、まずできません。頭よりも体の方が先に動くくらい訓練をし、なれておくことが一番大切です。

自治会名		自主 防災 組織 結成	規約 作成	防災 マップ	機材 整備	住所 名簿	備考
1	江 北						
2	江 北 浜	◎	○	○	○	○	防災資機材H18,自立活性化で機材購入H19
3	東 新 田 場						
4	西 新 田 場						
5	国 坂 坂	◎	○	○	○	○	防災資機材H19
6	国 坂 浜	◎	○	○			
7	大 野						
8	田 井	◎	○	○			自立活性化で機材購入H19
9	土 下						
10	米 里	11/21					
11	北 条 島	◎	○				
12	北 尾	◎	○				
13	弓 原						
14	弓 原 浜						
15	駅 前						
16	下 神	◎	○	○	○		自立活性化で防災機材購入H19
17	松 神						
18	曲	◎	○	○	○		
19	みどり一区	◎	○	○	○	○	自立活性化で防災機材購入H19
20	向 山 団 地						
21	中 央 団 地	◎	○				自立活性化で防災機材購入H19
22	山 西						
23	みどり西団地						
24	小河原団地						
25	みどり南団地	◎	○		○		防災資機材H18 コミュニティ助成(宝くじ助成)で防災機材購入
26	国 坂 東	◎	○				21年1月結成
27	さつきヶ丘団地						
28	みどり二区	◎	○		○		防災資機材H18.19
29	国 坂 中 団 地						
30	さくら団地						
31	西 園	◎	○				21年1月結成
32	東 園						
33	東 園 浜						
34	六 尾						
35	六 尾 北 団 地						
36	瀬 戸	2/28					準備中
37	原						
38	大 島	◎	○				
39	西 穂 波	◎	○		○		防災資機材H18
40	穂 波						
41	亀 谷						
42	東 亀 谷	2/21					
43	下 種						
44	上 種						
45	茶 ヤ 条						
46	西 高 尾	◎	○				
47	東 高 尾						
48	岩 坪						
49	高 千 穂						
50	由 良 宿 1 区	◎	○				21年1月結成 平成20年度防災機材
51	由 良 宿 2 区						
52	由 良 宿 3 区	◎	○				21年1月結成
53	由 良 宿 4 区						
54	由 良 宿 5 区						
55	由 良 宿 6 区						
56	由 良 宿 7 区	◎	○				21年1月結成 平成20年度防災機材
57	緑ヶ丘団地	◎	○				21年1月結成
58	妻 波						
59	大 谷						
60	別 所						
61	比 山						
62	青 木						
63	二 子 塚 団 地						

説明会終了

◎自主防災組織結成

21

33.33%

※受講者を募集します！（先着 60 名）

平成 21 年度 中部地区

地域防災活動指導者 養成研修会（防災研修会）

◎受講者を募集しますので、参加を希望される方はお申し込みください。

- 1 日時 ① 平成 22 年 1 月 16 日（土） 9 時 30 分～16 時 30 分
② 平成 22 年 2 月 6 日（土） 10 時 00 分～16 時 30 分
③ 平成 22 年 2 月 27 日（土） 9 時 30 分～12 時 00 分
- 2 場所 倉吉体育文化会館 ほか
裏面もご覧ください。
- 3 研修内容
本研修会では、幅広い知識を習得していただくため、3 日間、12 講座にわたり開催することとしています。また、研修会の内容は日本防災士機構が認定する「防災士養成講座」を兼ねており、研修修了者のうち希望者は『防災士』の資格取得試験を受験することができます。（試験は、2 月 27 日（土）午後実施予定）
- 4 受講料 無料（ただし、交通費、昼食代等は個人負担）
- 5 申込み期限 平成 21 年 12 月 15 日 ※定員 60 名になり次第締め切ります。
- 6 申し込み及び問合せ先 （※詳細はお問合せください。）
北栄町役場 総務課地域防災室（電話 37-3111, FAX 37-5339）

日本各地で地震災害や風水害が相次いで発生している昨今、地域住民で助け合う「共助」の意識や活動がますます重大となってきており、自主防災組織はその「共助」の要であると考えられています。

そこで、地域の防災活動指導者として、防災に関する知識を修得し、地域の防災活動の活性化を推進するとともに、参加者同士の関係を築き、今後情報交換などの協力・連携関係の構築を図るため、県と県中部市町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町）との協働により開催します。

なお、本研修会は、県内で初めて特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する「防災士養成事業」として実施します。

平成21年度 中部地区地域防災活動指導者養成研修会

1 目的

この研修会は、地域の防災活動に積極的に取り組む意欲のある者を対象とし、高度の知識、技能を習得するとともに、その役割についての自覚を高め、その地域における自主防災活動活性化のために活躍できる人材の育成と組織づくりを積極的に推進できる人材の養成を図ることを目的とする。

2 研修の概要

- (1) 主催：鳥取県、中部地区市町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町）
- (2) 会場：倉吉体育文化会館（倉吉市山根 592-2） ほか
- (3) 日程等：3日間の研修とし、全日程受講した者を本研修の修了者として認定する。
- (4) 受講者の要件：受講者は、次のアからウの全てを満たす者及び主催者が特に参加を認めた者（他の地域で同種の研修を受講し、補完として参加しようとする者など）とする。
 - ア 県中部地区の市町において、地域の防災活動に取り組んでいる者又は取り組もうとしている者。
 - イ 3日間全日程参加できる者。
 - ウ 健康上特に問題がない者。
- (5) 費用：研修に必要な経費は主催者負担とする。ただし、昼食、交通費については、各個人負担とする。
- (6) 受講申込期限：平成21年12月15日まで（※但し、先着60名まで）
- (7) 申込先 （下記のいずれかに申込期限までに申し込むこと）

申込先	住 所	電話番号	ファクシミリ
倉吉市役所 総務課	倉吉市葵町 722	0858-22-8111	0858-22-1087
三朝町役場 総務課	三朝町大瀬 999-2	0858-43-1111	0858-43-0647
湯梨浜町役場 総務課	湯梨浜町久留 19-1	0858-35-3111	0858-35-3697
北栄町役場 総務課	北栄町由良宿 423-1	0858-37-3111	0858-37-5339
琴浦町役場 総務課	琴浦町徳万 591-2	0858-52-2111	0858-49-0000

- (8) その他
 - ア 全日程参加者には、記念品を進呈する。
 - イ 参加者は、筆記用具を持参する。

※申込者には、募集締切り後、詳細の日程・案内等をお送りします。

平成21年度 中部地区地域防災活動指導者養成研修会 参加申込書

氏 名	住 所	電話番号
	〒	
	〒	